

岡山県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「事業所等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、令和5年5月8日障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、障害福祉サービス等事業者が実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第3欄に定める基準単価と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

| 1 区分 | 2 対象 | 3 基準単価 | 4 対象経費 | 5 補助率 |
|----------------------------|----------------|--------------|-----------------|-------|
| 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業 | 実施要綱3(1)ア及び(2) | 実施要綱別添1に定める額 | 実施要綱別添1に定める対象経費 | 10/10 |
| 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業 | アに定める施設・事業所 | | | |

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス等事業者（(1)から(3)については、法人にあっては、当該法人の役員が該当する場合を含む。）には、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3

- 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
- (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (4) 岡山県税を滞納している者

(補助金の対象としない経費)

第4条 障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されている経費については補助金の対象としないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付を受けようとする事業(以下「補助金申請事業」という。)の完了後に、交付申請書兼実績報告書(様式第1号から様式第3号)を、知事に提出するものとする。

(交付決定及び補助金額の確定等)

第6条 知事は、交付申請書兼実績報告書を受理したときは、規則第5条及び第14条に基づきその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定の上、補助金額を確定し、規則第7条及び第14条に基づき通知する。

(申請の取下げ期限)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条(昭和23年政令第255号)第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (6) 補助事業者が(1)から(5)による条件に違反した場合には、知事は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、第6条の通知を受けた後、速やかに知事に請求書を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の適正な請求書を受領したときは、30日以内に補助事業者に当該補助金を支払わなければならない。

(その他)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、特別の事情により第3条及び第5条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 14 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に完了した、補助金申請事業の交付申請に係る交付要綱第 5 条第 2 項の提出期日については、令和 3 年 11 月 30 日とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。